

## 喀痰吸引等整備事業実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、喀痰吸引等整備事業を実施するにあたり、愛知県地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 2 目的

この事業は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和46年5月26日法律第30号）附則第4条第2項に定める登録研修機関（以下「登録研修機関」という。）に対し、喀痰吸引等研修の実施に必要な初度備品の購入経費を助成することにより、愛知県内において喀痰吸引等を実施することのできる介護職員を養成し、もって喀痰吸引等が必要な者に対するサービスの質の向上を図ることを目的とする。

### 3 補助事業等の留意点

- (1) 上記2の目的を達成するために、新たに愛知県内で登録研修機関を開設する際、申請に先立ち喀痰吸引等研修の実施に必要な機械器具を整備する経費を対象とする。
- (2) 他の同種の補助金等の交付を受けている場合は、補助対象としない。
- (3) 補助金の交付を決定した日の属する年度の翌年度以内に登録研修機関として登録を受けなかった場合、若しくは登録研修機関として登録を受けた後、6月以内に愛知県内において研修開始実績がない場合は、原則として補助金の返還を要する。
- (4) 補助事業を実施する際は、県の助成を受けて行う整備事業であることに留意し、原則として競争入札により必要な調達を行い、適正な会計上の処理を行うものとする。

### 4 その他

この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年6月14日に施行し、平成29年4月1日から適用する。